

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年8月27日(2015.8.27)

【公表番号】特表2014-527428(P2014-527428A)

【公表日】平成26年10月16日(2014.10.16)

【年通号数】公開・登録公報2014-057

【出願番号】特願2014-522903(P2014-522903)

【国際特許分類】

A 6 1 G 13/12 (2006.01)

A 6 1 B 19/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 G 13/00 M

A 6 1 B 19/00 5 0 2

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月6日(2015.7.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

肢位置決め装置において、

患者支持体に取付け可能なクランプと、

前記クランプに接続されるように構成された第1の支持部材と、

前記第1の支持部材に摺動可能に連結された第2の支持部材と、

前記第2の支持部材に離脱可能に多軸連結された肢ホルダーと、

前記肢ホルダーに取付けられ且つ前記肢ホルダーから延在している支持翼であって、開創器を前記支持翼に連結する取付け特徴部を備えている支持翼と、

を備えていることを特徴とする、肢位置決め装置。

【請求項2】

追跡システムをさらに備えており、前記追跡システムの構成要素は、前記支持翼に取付け可能になっていることを特徴とする、請求項1に記載の肢位置決め装置。

【請求項3】

前記第1の支持部材は、

前記クランプに接続されたポストと、

トラックを備える細長バーであって、前記トラックに沿って前記第2の支持部材が摺動可能になっている細長バーと、

をさらに備えていることを特徴とする、請求項1に記載の肢位置決め装置。

【請求項4】

前記第2の支持部材は、ボールおよびソケットアセンブリを備えていることを特徴とする、請求項3に記載の肢位置決め装置。

【請求項5】

前記ボールは、前記肢ホルダーを前記第2の支持部材に取り付けるように構成されていることを特徴とする、請求項4に記載の肢位置決め装置。

【請求項6】

前記肢ホルダーは、前記第2の支持部材に対して、3自由度の運動を行うことができるようになっていることを特徴とする、請求項5に記載の肢位置決め装置。

**【請求項 7】**

前記第2の支持部材は、第1のロックを備えており、前記第1のロックは、前記第2の支持部材が前記細長バーに沿って摺動することができない前記細長バーに対する係止状態に付勢されていることを特徴とする、請求項3に記載の肢位置決め装置。

**【請求項 8】**

前記第1のロックは、力が加えられたとき、前記係止状態から前記第2の支持部材が前記細長バーに沿って摺動することができる前記細長バーに対する係止解除状態に移行するように構成されていることを特徴とする、請求項7に記載の肢位置決め装置。

**【請求項 9】**

前記第2の支持部材は、第2のロックを備えており、前記第2のロックは、前記ボールが前記第2の支持部材に対してゼロ自由度の運動をもたらすことができる係止状態、および前記ボールが前記第2の支持部材に対して少なくとも2自由度の運動をもたらすことができる係止解除状態の1つにあるように構成されていることを特徴とする、請求項4に記載の肢位置決め装置。

**【請求項 10】**

前記細長バーは、第1の部分および第2の部分を備えており、前記第1の部分および前記第2の部分の1つは、前記ポストに連結されるように構成されており、前記第1の部分は、前記第2の部分に連結されるように構成されていることを特徴とする、請求項3に記載の肢位置決め装置。

**【請求項 11】**

前記細長バーは、連結機構をさらに備えており、前記連結機構は、前記第1の部分の一端に突起を備えており、前記第2の部分の一端に長孔を備えており、前記長孔は、前記突起を受け入れるように構成されていることを特徴とする、請求項10に記載の肢位置決め装置。

**【請求項 12】**

前記肢ホルダーは、前記クランプに対して6自由度の運動において微調整可能になっていることを特徴とする、請求項1に記載の肢位置決め装置。

**【請求項 13】**

前記第1の支持部材は、前記クランプに接続可能な支持ポストと、前記支持ポストに接続可能なレールとを備え、前記支持ポストは前記クランプに対して少なくとも1自由度の運動において微調整可能になっており、

前記第2の支持部材は、前記レールに対して少なくとも1自由度の運動において微調整可能になっており、

前記肢ホルダーは、前記第2の支持部材に対して少なくとも3自由度の運動において微調整可能になっていることを特徴とする、請求項1に記載の肢位置決め装置。

**【請求項 14】**

前記支持翼に連結される開創器をさらに含んでいることを特徴とする、請求項1に記載の肢位置決め装置。

**【請求項 15】**

前記支持翼の少なくとも一部分は、少なくとも部分的に円形であり、仮想中心が、前記肢ホルダーに配置された肢の膝関節の中心と位置合わせされるように構成されていることを特徴とする、請求項1に記載の肢位置決め装置。